

○ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係） 新旧対照表（案）

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
（１） 〔略〕 <u>（２）規則第１９７条関係</u> <u>規則第１９７条第１項第２号イに規定する「建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物」は、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の設置義務が規定された改正の施行日※^１及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成１２年通商産業省令第１１１号）第４５条の基準に適合するガス栓の設置義務が規定された改正の施行日※^２に鑑み、昭和６１年１０月１日より前に建築され、又は建築のための工事に着手した建物（ただし、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであって、ガス栓が設置されているものを除く。）と判断して差し支えない。</u> <u>※１ 規則第２０２条第１０号が規定された改正（昭和６０年通商産業省令第６７号）の施行日（昭和６１年１０月１日）</u> <u>※２ ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成１２年通商産業省告示第３５５号）による廃止前のガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和４５年通商産業省告示第６３５号）第８５条（ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成１２年通商産業省令第１１１号）第４５条）が規定された改正（昭和６０年通商産業省告示第４６０号）の施行日（昭和６１年１０月１日）</u> <u>（３）規則第２００条関係</u> <u>① 規則第２００条第１項第１号の表に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」について</u> 規則第２００条第１項第１号に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」に行う調査は、ガスメーターコックの開栓を伴う場合はガスを使用する時まで、ガスメーターコックの開栓を伴わない場合は当該申込みに係る小売供給開始の日から起算して４月程度を経過する日までに行うものとする。 <u>② 規則第２００条第１項第３号イただし書に規定する措置について</u> <u>施行規則第２００条第１項第３号イに係る毎年度１回以上の「通知」のうち、同項第１号ハに係るものは、次の（イ）及び（ロ）の措置を行った場合は、当該毎年度１回以上の通知を不要とする。</u> <u>（イ）該当機器を使用しないことについて、所有者又は占有者の確認を取ること。</u> <u>（ロ）イの確認に係る証跡を管理すること。</u> 附 則 １ この通達は、令和６年 月 日から施行する。 <u>２ ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について（ガス保安関係）（２０１７０３２９商局第１号）は、廃止する。</u> <u>３ 平成５年１月１日以前に実施されたガス主任技術者国家試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者のうち、平成５年度及び平成６年度に社団法人日本瓦斯協会（当時）が開催した「乙種ガス主任技術者認定講習会」の受講修了者については、規則様式第２３（ガス主任技術者資格認定申請書）に規則第３１条第１号に規定する説明書として当該講習会の修了証明書及び同条第２号に規定する履歴書を添えて経済産業大臣に提出することにより、法第２６条第３項第２号に基づき、経済産業大臣が平成５年１月１日以降に実施されたガス主任技術者試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者と同等以上の知識及び技能を有している者と認定する。</u> 〔削除〕	（１） 〔略〕 〔新設〕 規則第２００条第１項第１号に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」に行う調査は、ガスメーターコックの開栓を伴う場合はガスを使用する時まで、ガスメーターコックの開栓を伴わない場合は当該申込みに係る小売供給開始の日から起算して４月程度を経過する日までに行うものとする。 〔新設〕 附 則 １ この通達は、平成２９年４月１日から施行する。 〔新設〕 <u>２ 平成５年１月１日以前に実施されたガス主任技術者国家試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者のうち、平成５年度及び平成６年度に社団法人日本瓦斯協会（当時）が開催した「乙種ガス主任技術者認定講習会」の受講修了者については、規則様式第２３（ガス主任技術者資格認定申請書）に規則第３１条第１号に規定する説明書として当該講習会の修了証明書及び同条第２号に規定する履歴書を添えて経済産業大臣に提出することにより、法第２６条第３項第２号に基づき、経済産業大臣が平成５年１月１日以降に実施されたガス主任技術者試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者と同等以上の知識及び技能を有している者と認定する。</u> <u>３ 規則第２０１条第１項の適用に関し、旧一般ガス事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）附則第１３条第１項に規定する旧一般ガス事業者をいう。）がガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年経済産業省令第１５号）による改正前の規則第１０７条第１項第１号の表の上欄イ及びロに規定する事項を自主的に調査した結果（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年経済産業省令第１５</u>

改正後	改正前
	<u>号)の施行の日から起算して前40月以内に調査したものに限る。)を有しているガス小売事業者(法第159条第1項のガス小売事業者をいう。)は、規則第201条第1項に規定する調査の結果に当該自主的に調査した結果を含めることができるものとする。</u>